

美里町町有財産活用に係る 公募貸付け実施要項

令和8年7月

美里町総合政策課

1. 趣旨

町が所有する物件について、その活用を通じて、地域経済の活性化、交流人口の拡大、または地域の課題解決を目指し、民間事業者等への貸付を行います。

貸付けを希望される方は、本実施要項を十分把握した上でお申し込みください。

2. 用途廃止施設等利活用事業の概要

(1) 事業概要

貸付申込受領後、申込者の資格要件及び使用計画等を審査します。

審査の結果、貸付者として適当であると判断した場合は、当該貸付申込の内容を貸付条件として、随意契約の方法により貸し付けます。

(2) 貸付を募集する物件

① 土地

所在地：美里町大字阿那志 5 5 7 - 1

地 目：宅地

面 積：4, 7 0 5 m²

② 建物

築年数：5 4 年（昭和 4 6 年建築）

構 造：木造瓦葺平屋建

床面積：1 8 9 m²

※上記①及び②を一体的に借り受ける事業者等を募集します。

※物件詳細については、別添「02_物件概要資料」をご確認ください。

(3) 貸付期間

契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(4) 貸付料及びその他費用負担

- ① 町有地等の貸付料は、美里町普通財産貸付事務取扱要綱第 5 条の規定に基づき算定した額とします。

月額 1 8 5, 4 0 0 円

- ② 以下の費用については借受者の負担とします。

ア 光熱水費等の維持管理費

イ 施設等及び設備の補修、改修に係る費用

ウ 敷地の適正な管理（庭木の手入れ・除草等）

(5) 選定方法

公募による随意契約

3. 貸付用途

(1) 次に掲げる用途のいずれにも該当しないもので、本町が物件の状況を勘案した上で容認した用途に限ります。

- ① 廃棄物の保管場所その他これに類する用途
- ② 土壌汚染対策法第2条に規定する特定有害物質の製造、使用、処理又は貯蔵の事業の用途
- ③ 振動、騒音及び悪臭が著しく生じるもの等本町が環境保全上不適切と認める用途
- ④ 風俗営業その他これに類する用途
- ⑤ 宗教活動その他これに類する用途
- ⑥ 暴力団の事務所その他これに類する用途
- ⑦ 法令等の規制に違反する事業等の用途
- ⑧ その他本町が適当でないと認める用途

(2) 貸付における推奨事項

貸付申込みにあたっては、以下の要素が含まれていた場合、優先して貸付を行います。

- ① 対象物件の風情や景観を活かした店舗、カフェ、ワークスペースとしての活用
- ② 地域産品の展示販売、地域資源のPR拠点としての活用
- ③ 駐車場や倉庫等の用途であっても、地域コミュニティの活動の場としての開放や地域の歴史を紹介するパネル展示など、地域活性化に資する付加価値を加えた活用

4. 維持管理責任・現状変更

(1) 現状有姿での引渡しとします。既存の建物及び工作物の維持管理、補修等は、基本的には借受人が自己の責任と負担のもとで実施することとします。

(2) 借受人は自己の責任と負担のもとで貸付地を適正に管理（庭木の手入れ・除草等）してください。

(3) 借受人の責めに帰すべき事由により、第三者又は施設等に損害を及ぼすおそれがある場合は、借受人の責任において損害の発生を防止し、損害を及ぼした場合は、借受人の負担において賠償してください。

(4) 周辺フェンスの撤去や取替え、地面の舗装、工作物や建物の設置等現状を変更し

ようとする時は、あらかじめ本町と協議し、承認を受けてください。

(5) その他使用に必要な経費等は全て借受人の負担とします。

5. 貸付申込みの資格要件

次の各要件のいずれかに該当する者は、貸付申込みをすることができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 美里町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者

6. 貸付申込み及び審査結果

(1) 貸付申込みの方法

下記「(3) 貸付申込みに必要な書類」を電子メールにより提出してください。

(2) スケジュール

貸付申込書提出べ切	令和8年7月31日（金）午後5時まで
審査結果通知	令和8年8月6日（木）
契約締結	令和8年8月中旬以降

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更がある場合があります。

(3) 貸付申込みに必要な書類

- ① 美里町町有財産活用に係る公募貸付け申込書【様式1】
- ② 事業者等概要書【様式2】
- ③ 使用計画書（必ず、計画図面を添付すること。）【任意様式】

(4) 資格審査、使用計画等の審査

貸付申込者の資格要件及び使用計画内容について審査します。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年8月6日（木）に全ての申込者に対して電子メールにて通知します。

(6) 申込みに当たっての注意点

- ① 事前に物件の現況を十分調査・確認した上で申込みをしてください。
- ② 貸付希望期間の開始日は、原則、貸付申請書の提出日から3か月以内とします。

(7) 提出先及び問合せ先

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

美里町役場 総合政策課 まち創生係

電話：0495-76-1114

電子メール：kikaku@town.saitama-misato.lg.jp